

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道江別市角山425番地5
氏名 北日本総業株式会社 代表取締役 湯藤 学



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)6月17日
許可の有効年月日 令和13年(2031年)6月16日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年(1994年)	6月17日	許可の更新
平成10年(1998年)	7月8日	変更許可(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの追加。)
平成11年(1999年)	6月17日	許可の更新
平成16年(2004年)	6月17日	許可の更新
平成21年(2009年)	6月17日	許可の更新
平成25年(2013年)	5月22日	変更許可(鉍さいの追加。)
平成26年(2014年)	6月17日	許可の更新
令和元年(2019年)	6月17日	許可の更新
令和3年(2021年)	5月28日	変更許可(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、水銀含有ばいじん等の追加。)

令和6年(2024年)6月17日 許可の更新

5. 積替え許可の有無

有・**無**

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ車	札幌130め27	6,700	北日本総業(株)	
2	ダンプ車	札幌100は9427	10,800	北日本総業(株)	
3	ダンプ車	札幌130め31	7,000	北日本総業(株)	
4	ダンプ車	札幌105な2	6,700	北日本総業(株)	
5	ダンプ車	札幌100は6267	10,800	北日本総業(株)	
6	ダンプ車	札幌100ひ2457	11,600	北日本総業(株)	
7	キャブオーバ	札幌100て2781	2,350	北日本総業(株)	
8	キャブオーバ	札幌400な7818	2,150	北日本総業(株)	
9	キャブオーバ	札幌400ひ5111	1,960	北日本総業(株)	
10	キャブオーバ	札幌400ひ5615	1,960	北日本総業(株)	
11	キャブオーバ	札幌400ほ4365	2,020	北日本総業(株)	
12	キャブオーバ	札幌400ま8702	2,040	北日本総業(株)	
13	バン	札幌400ま3791	850	北日本総業(株)	
14	ステーション ワゴン	札幌302や1905	220	北日本総業(株)	

15	ステーション ワゴン	札幌504さ5993	220	北日本総業(株)	
16	キャブオーバ	札幌100せ7548	2,950	北日本総業(株)	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉋さい」、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。